

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公表番号】特表2016-531098(P2016-531098A)

【公表日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2016-525321(P2016-525321)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 L	15/44	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2017.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 K	33/38	(2006.01)
A 6 1 K	35/644	(2015.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 F	13/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/70	4 0 1
A 6 1 L	15/44	1 0 0
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 L	15/44	
A 6 1 K	33/38	
A 6 1 K	35/644	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 F	13/00	3 0 1 C
A 6 1 F	13/00	3 0 1 M
A 6 1 F	13/00	3 0 1 Z
A 6 1 F	13/00	T

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月6日(2017.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 6】

超吸収性材料がその構造内にハチミツを保持する能力は、使用する吸収性材料の質量、密度、およびタイプ、ならびに用いられる含浸方法に依存する。飽和をまねかないハチミツの典型的な用量は、0.2 g / cm² であり、そのため、5 cm × 5 cm のシートでは

、用量はハチミツ5gであり、10cm×10cmのシートでは、用量はハチミツ20gである。したがって、シートは、0.1g/cm²～0.3g/cm²の間、例えば、0.15g/cm²～0.3g/cm²の間などを含有し得る。しかし、使用する超吸収性材料およびシートの厚さに応じて、この範囲以外の他の用量も使用することができ、それによって、要求される吸収能力の利用がもたらされることが理解されよう。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

膜オーバーレイ層が、硬化カルボキシメチルセルロース層、シリコーンを含む層、ポリテトラフルオロエチレンを含む層、シリコーンおよびポリテトラフルオロエチレンを含む層、ならびに架橋ポリウレタン層、またはこれらの組合せから選択される、請求項1に記載の創傷被覆材。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

創傷治癒剤が、レストスペルマム属由来のハチミツを含む、請求項6に記載の創傷被覆材。